質問

管理組合の口座を開設又は廃止する場合の総会決議の要否について教えてください。

（相談概要）
マンション管理適正化法施行規則の改正（平成22年5月1日施行）により、管理組合財産の分別管理方式が変更されました。これに伴い、ある管理組合では、預金口座の整理統合（口座の新規開設又は解約）を検討しています。
以下のそれぞれの場合において、理事会決議又は総会決議は必要でしょうか。
なお、規約はマンション標準管理規約に準拠しています。

① 収納口座（管理費等の収納及び管理事務費用の支払いに使用する口座）の開設又は解約
② 保管口座（月ごとの管理費剰余金を移換するための口座）の開設又は解約
③ 保管口座（修繕積立金を移換するための口座）の開設又は解約。

回答

マンション標準管理規約第６２条によると、規約において組合員は、管理組合が会計業務の遂行上必要となる預金口座の開設を予め承認しています。そのため、日常的な出納業務に使用する口座については、特段の総会決議がなければ、規約に定める理事長の職務として口座を開設することはできると考えられます（同規約第３８条）。

ただし、組合財産の取り扱いに関することから、理事会決議が必要と思われます。
また、同口座の解約については、開設と表裏一体の行為として、理事会決議で実施可能と考えられます。

一方、修繕積立金の保管・運用については、総会決議事項（同規約第４８条）であるため、預金口座の開設・解約のいずれも総会決議が必要となります。
管理組合としては、各預金口座の性質及び規約に照らして、理事会決議又は総会決議のいずれとするかを判断することになります。

以上のことから、日常的な出納業務に使用する①及び②の口座については理事会決議、修繕積立金の保管及び運用に係る③の口座については、総会の普通決議により実施可能と思われます。

＜ご利用上の注意＞
○本相談事例は、会員が予め同意したｼｽﾃﾑ利用規約に基づき、会員専用ｺﾝﾃﾝﾂとして提供するものです。
○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。

一般社団法人　マンション管理業協会（C）2016